

# 学校給食費について

## 1 「学校給食申込書」の提出と「口座振替」の手続きについて

保護者の皆さまには、「学校給食申込書」の提出と「口座振替」の手続きをしていただく必要があります（※兄弟姉妹がいる場合は、お子さま1人ずつ手続きが必要です。）ので、下記の手順で手続きしていただきますよう、お願いします。

- ①「学校給食申込書」の記入と、金融機関窓口で口座振替の手続きをしてください。  
※口座振替の手続きにつきましては、学校給食費（以下「給食費」）と学校徴収金（教材費等）とは別の手続きとなりますので、ご注意ください。
- ②「学校給食申込書」と金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を学校へ提出してください。

### （1）学校給食申込書

学校給食の申込みについて確認するため、学校給食申込書をご提出ください。

提出書類と一緒に配付する『学校給食申込書等の提出のお願い』を参考にご記入ください。

- 一度手続きを行えば、中学校卒業まで有効となります。ただし、申込内容に変更がある場合には、変更届等の提出が必要です。（※3ページ『4 各種提出書類について』を参照）

### （2）口座振替依頼書

口座振替により市へ給食費を納付いただくため、金融機関窓口で口座振替の手続きをお願いします。『学校給食申込書等の提出のお願い』及び口座振替依頼書の表紙裏面『口座振替依頼書記入例』を参考にご記入ください。（複写式のため、切り離さずにご記入ください。）

金融機関窓口での手続き後、金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を学校へご提出ください。

#### 【口座振替ができる金融機関】

大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	東濃信用金庫
関信用金庫	いちい信用金庫	岐阜商工信用組合	東海労働金庫	ぎふ農業協同組合

- 上記金融機関の中から振替口座をご指定いただけます。
- 口座手続きされた月の2か月後の納付期限分から振替されます。（※それまでは、市が発行する納付書で納付してください。）
- 一度手続きを行えば、中学校卒業まで継続します。（※途中で口座を変更することも可能です。）
- 口座振替に係る手数料は各務原市が負担します。保護者様の負担はありません。
- 学校徴収金（教材費等）と同じ口座を登録することも可能です。  
※手続きはそれぞれ必要です。

## 2 給食費について

保護者の方が、お子さま1人につき1年間にお支払いいただく給食費（年額）は

**年額 = 1食あたりの給食費 × 年間給食実施日数** です。

1食あたりの給食費は次のとおりです。

**小学校・・・266円 中学校・特別支援学校・・・299円**

給食費の納付期限等については、次のとおり予定しています。

期 別	納付期限 (口座振替日)	納 付 額	
		小学校	中学校・特別支援学校
第1期	5月末日	9,600円	10,800円
第2期	6月末日	4,800円	5,400円
第3期	7月末日	4,800円	5,400円
第4期	9月末日	4,800円	5,400円
第5期	10月末日	4,800円	5,400円
第6期	11月末日	4,800円	5,400円
第7期	12月25日	4,800円	5,400円
第8期	1月末日	4,800円	5,400円
第9期	2月末日	4,800円	5,400円
第10期	3月末日	年額から第1期～第9期の合計額を引いた額	

- 納付期限及び納付額については、5月中旬頃に通知します。ただし、第10期の納付額は3月中旬頃に通知します。
- 第1期（5月末日納付期限分）については、4月に納付期限がないため、2回分の金額となります。
- 第10期（3月末日納付期限分）は、年間給食実施日数によって調整します。
- 納付期限が土日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。
- 学校に直接支払うことはできません。
- 牛乳を飲まない場合又は牛乳だけ飲む場合は、その年度の牛乳の単価に応じて、あらかじめ1期あたりの納付額を調整する予定です。

## 3 給食費を調整する場合と納付額の調整方法について

【給食費を調整する場合】

(1) 長期欠食する（事前に給食実施日において5日以上連続する欠食がわかっている）場合

欠食とは給食を停止できたことを言います。給食の停止は、「学校給食欠食届(以下「欠食届」)」を学校が受理した日の2日後(土曜日、日曜日又は祝日等(以下「休日等」))を除く)以降の日から成立し、調整の対象となるのは、給食実施日において、5日以上(休日等を除く)連続する欠食(給食停止)が成立する場合です。

欠食(給食停止)初日の3日前(休日等を除く)まで(遅くとも2日前(休日等を除く)まで)に欠食届を学校へご提出ください。なお、すぐに欠食届を提出できない場合は、学校へ連絡後、速やかにご提出ください。5日以上連続する欠食(給食停止)でも、欠食届が提出されないと調整の対象とはなりません。

また、2か月以上連続して欠食する事情がある場合は、学校へご相談ください。

(例) 風邪等で5日連続することがわかっている欠席であっても、欠席した初日に学校へ連絡した場合、給食を停止できる日は、連絡のあった日の2日後からの3日のみとなるため、調整の対象とはなりません。

※4ページ『5 給食費に関するQ&A』Q4を参照

## (2) 食物アレルギーや乳糖不耐症等（以下「アレルギー等」）の場合

米飯、パン、麺（個包装）、牛乳の4品目を調整の対象とします。学校へ相談のうえ、「食物アレルギー等給食対応申請書」、「医師の証明書」等を学校へ提出してください。

## (3) 学級閉鎖等の場合

複数日にわたる学級閉鎖等の場合は、学級閉鎖等を決定した日（決定した日が休日等の場合は次の平日）の2日後（休日等を除く）以降の給食費を調整の対象とします。この場合は、保護者の皆さまのお手続きは必要ありません。

### 【上記理由による納付額の調整方法】

① 長期間の欠食及び学級閉鎖等の場合 ⇒ 1食あたりの給食費×調整対象日数

② アレルギー等による各主食3品目（米飯、パン、麺（個包装））の欠食 ⇒ 品目単価×調整対象日数

①、②で計算した金額を3月の納付額で調整しますので、原則、返金することはありません。ただし、3月の納付額で調整できず、お返しする給食費が発生した場合には、ご登録いただいている振替口座へ返金します。  
※牛乳を欠食する場合の調整は2ページ『2 給食費について』を参照

## 4 各種提出書類について

以下の事由に該当する場合には、必要となる書類を学校へ提出してください。

※市立学校とは各務原市立の学校

事 由	提 出 書 類	提出期限 ※休日等を除いた日数
市立学校への入学 市立学校以外から市立学校への転校	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食申込書（様式第1号）</li> <li>口座振替依頼書（学校への提出用）</li> </ul> ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要	給食提供開始7日前
市立学校から市立学校以外への転校	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食申込変更・終了届（様式第2号）</li> </ul>	給食提供終了7日前
市立学校間での転校 児童生徒名の変更 児童生徒及び保護者の住所の変更 学校給食の申込区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食申込変更・終了届（様式第2号）</li> </ul>	変更日7日前
保護者等（納付義務者）の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食申込書（様式第1号）</li> <li>口座振替依頼書（学校への提出用）</li> </ul> ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要	変更希望月の前月末
給食実施日において、連続5日以上（休日等を除く）の欠食	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食欠食届（様式第3号）</li> </ul> ※提出後に欠食終了日が変わる場合は再度提出	欠食（給食停止）初日の3日前 （遅くとも2日前）
アレルギー等による欠食	<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー等給食対応申請書等</li> </ul>	随時

- 提出期限に間に合わない場合は、学校へ連絡するとともに、後日、速やかに提出してください。
- 市立学校から市立学校以外への転校における給食の停止は、「学校給食申込変更・終了届」を学校が受理した日の2日後（休日等を除く）以降の日となりますのでご注意ください。
- アレルギー等については、毎年度、書類を提出してください。
- 「学校給食申込書」、「学校給食申込変更・終了届」、「学校給食欠食届」は学校で配付するほか、市のウェブサイトからもダウンロードできます。

## 5 給食費に関するQ&A

Q1 「学校給食申込書」の下欄、「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」には必ず署名しないといけないのか。

A1 署名は任意となりますが、給食費の未納をなくすため、署名にご理解とご協力をよろしくお願います。なお、署名されない場合も、「学校給食申込書」は必ず提出してください。

Q2 口座振替の手続きは必ずしないといけないのか。

A2 原則、口座振替により給食費を納付いただきますので、必ず手続きをしてください。ただし、1ページに記載の「口座振替ができる金融機関」で口座を開設することができない等、特別な事情により、手続きできない場合には、各務原市が発行する納付書により、市が指定した金融機関等で納付いただくこととなります（学校に直接支払うことはできません）。

Q3 残高不足等により口座振替ができなかった場合はどうなるのか。

A3 口座振替日後に、ご自宅に「口座振替不能通知書」（納付書付き）を郵送しますので、納付書により、市が指定した金融機関等で納付してください（再振替はありません）。

Q4 長期欠食（事前に給食実施日において5日以上連続する欠食がわかっている）の具体例を教えてください。

A4 (例) 9/11～9/15まで（連続する5日）欠席するため、給食を停止したい。

【A】欠席初日の3日前（休日等を除く）（9/6）までに申請：給食停止が5日以上 ⇒ 調整の対象

【B】欠席初日（9/11）に申請：給食停止が5日未満 ⇒ 調整の対象外

	9/6 (水)	9/7 (木)	9/8 (金)	9/9 (土)	9/10 (日)	9/11 (月)	9/12 (火)	9/13 (水)	9/14 (木)	9/15 (金)
	停止希望日（5日間）									
A	申請日 給食停止 の3日前	給食停止 の2日前	給食停止 の1日前			給食停止 1日目	給食停止 2日目	給食停止 3日目	給食停止 4日目	給食停止 5日目
調整可否						○	○	○	○	○
B						申請日 給食停止 の2日前	給食停止 の1日前	給食停止 1日目	給食停止 2日目	給食停止 3日目
調整可否						×	×	×	×	×

Q5 給食費を滞納した場合はどうなるのか。

A5 市からの支払催告や納付相談等に応じていただけず、滞納状況を解消できる見込みがないと判断した場合には、市が裁判所に対し、支払督促の申し立てを行うなど、法的措置を含めて厳正に対処させていただきます。「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」へ署名（任意）していただくとともに、納付が困難な場合は、お早めに学校教育課へご相談ください。

— 学校給食費公会計化に関するお問い合わせ先 —

 各務原市教育委員会 学校教育課 TEL：058-383-1798

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/gakkou/1014446.html>



▶ 給食費に関するQ&A等掲載

（二次元コードはこちら👉）

